⑵　代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。

⑶　届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の金額

ａ　当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

ｂ　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

⑷　内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

ａ　記名・無記名の別等を記載すること。ただし、振替社債、振替特定社債、振替優先出資（社債等振替法第237条第１項に規定する振替優先出資をいう。）、振替新優先出資引受権（社債等振替法第248条第１項に規定する振替新優先出資引受権をいう。）、振替転換特定社債（社債等振替法第250条に規定する振替転換特定社債をいう。）又は振替新優先出資引受権付特定社債（社債等振替法第253条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債をいう。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。

ｂ　当該届出に係る内国資産流動化証券を組成する仕組みの概要（発行者、原保有者（管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。）をいう。以下この様式において同じ。）、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等との関係及びその間の資金の流れ等）及び当該内国資産流動化証券の償還又は消却の仕組みの概要について、図表による表示などを用いて明瞭に記載すること。

ｃ　管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態等について、概略を簡潔に記載すること。

ｄ　当該届出に係る内国資産流動化証券の仕組み等に、元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。

ｅ　当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第２条第12項に規定する特定借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件（利率及びその積算根拠を含む。）等当該特定借入れの内容を記載すること。

ｆ　契約等において、当該届出に係る内国資産流動化証券について債権者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。

ｇ　当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下ｇにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

⒜　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

⒝　当該届出に係る内国資産流動化証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る内国資産流動化証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

ｈ　当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が資産流動化法第２条第３項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第４項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券届出書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。

⑸　振出地

短期社債（社債等振替法第66条第１号に規定する短期社債をいう。）及び特定短期社債（資産流動化法第２条第８項に規定する特定短期社債をいう。）については、振出地の記載を要しない。

⑹　発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

⑺　発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

⑻　引受け等の概要

ａ　元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。

ｂ　当該届出に係る内国資産流動化証券の募集について、当該内国資産流動化証券が金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、発行者を親法人等（法第31条の４第３項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（同令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下ｂにおいて同じ。）とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る同令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

⑼　その他

ａ　申込みの方法その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

ｂ　当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国資産流動化証券の発行が行われる場合には、有価証券届出書提出日現在における発行予定数、発行価額の総額の予定額について記載すること。

⑽　手取金の使途

発行者及び原保有者が取得する手取金の使途の内容（例えば、管理資産の取得、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等）を記載すること。

⑾　管理資産に係る法制度の概要

原保有者から発行者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

⑿　管理資産の基本的性格

当該管理資産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該管理資産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。

⒀　管理資産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

⒁　管理資産の管理体制等

ａ　「管理資産の関係法人」の欄については、原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該届出に係る内国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。